

気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第10章 雑則

第36条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第37条（利用に係る契約者の義務）

- 当社は、インターネット接続サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等を無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。
- 契約者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。
 - 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこととします。ただし、天災、事変その他の事象に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。
 - 契約者は、故意に契約者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。
 - 契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等を取り付けないこととします。
 - 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。
 - 契約者は、前4項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

第38条（相互接続事業者のインターネット接続サービス）

- 契約者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承認していただきます。
- 契約の解除があった場合は、その解除があった時に、当社の相互接続事業者のインターネット接続サービス利用契約についても解除があったものとします。

第39条（技術的事項及び技術資料の閲覧）

当社は、当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所において、インターネット接続サービスに係る基本的な技術的事項及び契約者がインターネット接続サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術的資料を閲覧に供します。

第40条（営業区域）

営業区域は、当社が別に定めるところによります。

第41条（閲覧）

この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

（実施期日）

この約款は、平成27年12月1日から実施します。

1 通則

（届出料金表の適用）

1 インターネット接続サービスに関する料金は、この届出料金表に規定するほか、電気通信事業法施行規則第19条の2に基づき当社が別に定めるところにより適用します。

（料金等の変更）

2 インターネット接続サービスに関する料金及び工事に関する費用は電気通信事業法第31条第1項の規定に基づき郵政大臣に届け出て又は事業法第19条の2に基づき当社が別に定めて変更することがあります。この場合には変更後の料金及び工事に関する費用によります。

（消費税相当額の加算）

3 契約約款の規定により届出料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この届出料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

（料金等の臨時減免）

4 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この届出料金表の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。当社は料金の減免を行ったときは、契約約款第23条第3項1に定めるところによります。

又、インターネット接続サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

2 料金額

2-1-1 適用

加入料の適用については本サービス契約約款第24条（加入料の支払義務）に定めるところによります。

2-1-2 料金額

種 類	加入料（一契約毎）（税別）
インターネット接続サービス	3,000円

2-2 利用料

2-2-1 適用

利用料の適用については本サービス契約約款第24条（利用料等の支払義務）に定めるところによります。

2-2-2 料金額

種 類	品 目	内 容	利用料（税別） （一契約者回線毎・月額）
インターネット 接続サービス （ベストエフォート型）	KBN ひかりネット	1 同時接続できる端末設備台数は1台です。 2 メールアカウント1アカウント、メール蓄積容量500MB（ウイルスメールチェック、WEBメール、ウェブフィルタリング、スパムメールカットサービス付き）の使用料が含まれています。 3 最高伝送速度 下り1Gbps 上り1Gbps	5,800円
	KBN-NET 160M	1 同時接続できる端末設備台数は1台です。 2 メールアカウント1アカウント、メール蓄積容量500MB（ウイルスメールチェック、WEBメール、ウェブフィルタリング、スパムメールカットサービス付き）の使用料が含まれています。 3 最高伝送速度 下り160Mbps 上り3Mbps	5,200円
	KBN-NET 30M	1 同時接続できる端末設備台数は1台です。 2 メールアカウント1アカウント、メール蓄積容量500MB（ウイルスメールチェック、WEBメール、ウェブフィルタリング、スパムメールカットサービス付き）の使用料が含まれています。 3 最高伝送速度 下り30Mbps 上り1.5Mbps	3,800円
	KBN-NET 10M	1 同時接続できる端末設備台数は1台です。 2 メールアカウント1アカウント、メール蓄積容量500MB（ウイルスメールチェック、WEBメール、ウェブフィルタリング、スパムメールカットサービス付き）の使用料が含まれています。 3 最高伝送速度 下り10Mbps 上り1Mbps	1,900円

※KBNひかりネットの最低利用期間は5年間です。

種 類	品 目	内 容	利用料（税別） （一契約者回線毎・月額）
ダブル割引 （ベストエフォート型）	TV+NET ダブル30M	1 KBN-NET30M 2 戸建住宅においてケーブルテレビ スタンダード 3 上記、1と2を同時に利用し同一口座よりの引落を条件といたします。	6,500円
	TV+NET ダブル160M	1 KBN-NET160M 2 戸建住宅においてケーブルテレビ スタンダード 3 上記、1と2を同時に利用し同一口座よりの引落を条件といたします。	7,900円
	NET+TEL 30M	1 KBN-NET30M 2 ケーブルプラス電話 3 上記、1と2を同時に利用し同一口座よりの引落を条件といたします。	4,930円
	NET+TEL 160M	1 KBN-NET160M 2 ケーブルプラス電話 3 上記、1と2を同時に利用し同一口座よりの引落を条件といたします。	6,330円

※ダブル割引の最低利用期間は2年間です。

種 類	品 目	内 容	利用料（税別） （一契約者回線毎・月額）
トリプル割引 （ベストエフォート型）	ひかり セット割	1 KBNひかりネット 2 戸建住宅においてケーブルテレビ スタンダード 3 ケーブルプラス電話 4 上記、1と2と3を同時に利用し同一口座よりの引落を条件といたします。	8,780円
	TV+NET+TEL トリプル30M	1 KBN-NET30M 2 戸建住宅においてケーブルテレビ スタンダード 3 ケーブルプラス電話 4 上記、1と2と3を同時に利用し同一口座よりの引落を条件といたします。	7,380円
	TV+NET+TEL トリプル160M	1 KBN-NET160M 2 戸建住宅においてケーブルテレビ スタンダード 3 ケーブルプラス電話 4 上記、1と2と3を同時に利用し同一口座よりの引落を条件といたします。	8,780円
	ハッピー バック	1 KBN-NET10M 2 戸建住宅においてケーブルテレビ スタンダード 3 ケーブルプラス電話 4 上記、1と2と3を同時に利用し同一口座よりの引落を条件といたします。	5,235円
ハッピーバック ・ミニ	ハッピーバック ・ミニ	1 KBN-NET10M 2 戸建住宅においてケーブルテレビ ミニ 3 ケーブルプラス電話 4 上記、1と2と3を同時に利用し同一口座よりの引落を条件といたします。	4,650円

※ひかりセット割の最低利用期間は5年間です。トリプル30M、トリプル160Mの最低利用期間は2年間です。ハッピーバック、ハッピーバックミニの最低利用期間は3年間です。

2-3 付加機能使用料

2-3-1 適用

付加機能使用料の適用については本サービス契約約款第24条（利用料等の支払義務）に定めるところによります。

2-3-2 付加機能使用料の種類及び料金額

種 類	内 容	提供条件	利用料（月額）（税別）
メールアドレス追加機能	あらかじめ利用者（付加機能の提供を受ける契約者をいいます。以下同じとします。）に割り当てたメールアドレスの他にメールアドレスを追加する機能をいいます。	1 1のメールアドレスにつきメール蓄積容量500MB（ウイルスメールチェック、WEBメール、ウェブフィルタリング、スパムメールカットサービス付き）が可能です。 2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更することがあります。その場合、あらかじめその事を契約者にお知らせします。	1メールアドレス毎に 300円
情報ページ（ホームページ）公開機能	利用者が、情報ページ（情報公開のためのデータベースをいいます。以下同じとします。）を使用してインターネット接続サービス取扱所に設置する情報蓄積装置により情報の蓄積及び公開を行う機能をいいます。	1 契約者回線を設置している契約者が、当該サービスを利用する回線として、その契約者回線を指定するときに限り提供します。 2 当社は、利用者の1の契約者回線につき1の機能を提供します。 3 蓄積できる情報ページの量は、100MBまでとします。	60MBまで300円
メール転送機能	あらかじめ利用者に割り当てたメールアドレス（メールアドレス追加機能により追加したメールアドレスを除きます。）へ届いたメールを利用者が指定したメールアドレスへ転送する機能をいいます。	利用者が指定できる転送先のメールアドレスは、1ヶ所に限ります。	300円
同時接続可能端末台数追加機能	当社のインターネット接続サービスで同時接続できる端末台数を追加する機能をいいます。	当社は、利用者の1の契約者回線につき追加は1台単位で、最大10台（あらかじめ割り当てられる台数1台を含みます。）までのグローバルIPアドレスを付与します。	900円/台
ファミリーバック	当社のインターネット接続サービスで同時接続できる端末台数を3台追加する機能をいいます。	当社は、利用者の1の契約者回線につき追加を3台（あらかじめ割り当てられる台数1台を含みません。）のグローバルIPアドレスを付与します	1,500円
PCプロテクション	高性能アンチウイルス/アンチスパイウェア、不正アクセス防止のための機能 シリアル番号1つで3台まで利用可能	ご利用可能環境512MB以上（1GBを推奨）のメモリを持つWindowsVista、Windows7・8・10のパソコンを対象と致します。	350円
固定IPサービス	当社のインターネット接続サービスで固定IPを追加する機能をいいます。	1 KBN-NET12M以上の高速サービスご利用の方のみに固定IPを提供します。 2 当社は、利用者の1の契約回線につき追加は1個単位で、最大3個までとします。	1個毎に 5,000円
Wi-Fiサービス	当社のインターネット接続サービスで無線ルーターを追加する機能をいいます。	1 KBN-NETご利用の方のみに無線ルーター機能付ケーブルモデム提供します。 2 30Mサービス以上の場合は無料となります。 3 ひかりインターネットは適応外です	200円

※付加機能使用の追加、変更時には利用料とは別に別途手数料が必要となります。

2-3-3 利用の一時中断中の料金額

サービスの項目	単位	料金（税別）
サービスの品目にかかわらず	1契約回線毎に月額	500円

※ただし、本サービス契約約款第6条（最低利用期間）終了後にご利用できます。

2-4 解除料

2-4-1 適用

解除料の適用については本サービス契約約款第6条（最低利用期間）に定めるところによります。

2-4-2 料金額

最低利用期間内に契約の解除があった場合、残余の期間に対応する2-2-2で定めたサービス品目の利用料に相当する額の支払いを要します。

最低利用期間（1年間）内に契約の解除があった場合、以下に定める解除料が必要となります。

またダブル割、ひかりセット割、トリプル30M、トリプル160M、ハッピーバック、ハッピーバックミニ等、都度、弊社が企画するキャンペーンを適用した場合の解除料は、弊社が別途定める解除料が必要となります。

種類	料金（税別）
解除料	12,000円
解約手数料	5,000円

2-5 諸手数料

種類	料金（税別）
再開手数料	15,000円
解約手数料	5,000円